児童用机及びいす	五
陳列だな及び陳列ケース	六
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	八
その他のもの	五
その他の家具	一五
接客業用のもの	八
その他のもの	五
主として金属製のもの	六
その他のもの	五
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	六
冷房用又は暖房用機器	四
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	三
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
じゅうたんその他の床用敷物	六
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三
その他のもの	一五
室内装飾品	八
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八
食事又はちゆう房用品	二
陶磁器製又はガラス製のもの	五
その他のもの	一五
その他のもの	八
主として金属製のもの	五
その他のもの	三
事務機器及び通信機器	五
謄写機器及びタイプライター	三
孔版印刷又は印書業用のもの	五
その他のもの	四
電子計算機	五
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	五
その他のもの	五
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五
その他の事務機器	五
テレタイプライター及びファクシミリ	六
インターホーン及び放送用設備	六
電話設備その他の通信機器	六
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	一〇
その他のもの	一〇
時計、試験機器及び測定機器	一〇
時計	五
度量衡器	五
試験又は測定機器	八
光学機器及び写真製作機器	五
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	八
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	二
看板及び広告器具	三
看板、ネオンサイン及び気球	一〇
マネキン人形及び模型	五
その他のもの	一〇
主として金属製のもの	八
その他のもの	六
容器及び金庫	一〇
ボンベ	八
溶接製のもの	七
鍛造製のもの	三
塩素用のもの	二
その他のもの	五
ドラムかん、コンテナーその他の容器	二〇
大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）	五
その他のもの	一〇
金属製のもの	五
その他のもの	三
金庫	三
手さげ金庫	五
その他のもの	二
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	一〇
スポーツ具	五
劇場用観客いす	二
どんちょう及び幕	五
衣しょう、かつら、小道具及び大道具	三
その他のもの	三
主として金属製のもの	五
その他のもの	五